

新型コロナウイルス感染対策に伴う 盲ろう者向け通訳・介助員派遣に係る方針

平素は、当法人の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、お知らせが大変遅くなりましたが、「新型コロナウイルス感染症」への対応について、派遣事業の委託先である京都府と確認した上で、2020年5月15日より下記の通り方針に基づいて運営しております。

方針を定めるにあたって、「盲ろう者当事者の生活を維持すること、すなわち盲ろう者向け通訳・介助員の安全確保」を目的としております。

なお、現在、「新型コロナウイルス感染症」への警戒対策として第二波、第三波に備えて派遣方針の再開基準を検討しております。

それまでしばらくはこの現状が続くかと思いますが、「盲ろう者当事者の生活機能を維持すること、すなわち盲ろう者向け通訳・介助員の安全確保」という目的に対してご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 方針

- ① 登録通訳・介助員を派遣しません。
- ② 相談支援事業並びに行政に盲ろう者の生活支援について課題提起をします。
ア) 感染の拡大等で登録通訳・介助員の派遣調整がままならない状況により、関係者（相談員、行政職員等）と連携しながら、様々な制度や社会資源の活用等を駆使し、生活維持に必要な支援を受けられる環境の整備を行います。
- ③ 課題解決に向けて、差し迫った通訳介助派遣依頼については、最終的に職員派遣で対応します。

2. 一時的な対策

- ① 盲ろう者の生活維持に必要と認められた派遣依頼のみ法人職員で対応します。
※ 生活維持に必要な派遣内容（例：受診、買物）
- ② 法人職員の人数も限られています。そのため、全ての派遣依頼に応えることができません。できるだけ同居ご家族のご協力をお願いする場合があります。
- ③ 一人暮らしの盲ろう者への生活支援については、まずは相談員または行政にご相談ください。必要であれば、こちらの担当から相談員または行政につなぐ支援を行います。

3. 法人職員を派遣する場合

- ① 現地通訳は2時間を限度とします。
- ② 食事・喫茶を伴う派遣はしません。
- ③ 研修会や会議等、複数が集まるような場所への派遣はしません。

- ④ 通訳・介助員は感染拡大防止のため、手洗いの徹底・マスク着用、場合によっては手袋着用を実施する場合があります。

地域福祉統括事業部 意思疎通支援部派遣事業課

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業担当

F A X 075-841-8312

T E L 075-841-8337 (平日 9 時～17 時まで)